

児童扶養手当額改定届（減額）

(ふりがな)		証書番号	第 号
氏名		宛名番号	
住所	練馬区		
対象児童でなくなった 児童の氏名生年月日	対象児童でなくなった 理由	理由の発生した年月日	
平成・令和 年 月 日生	イロハニホヘト チリヌルヲ	平成・令和 年 月 日	
平成・令和 年 月 日生	イロハニホヘト チリヌルヲ	平成・令和 年 月 日	
平成・令和 年 月 日生	イロハニホヘト チリヌルヲ	平成・令和 年 月 日	
<p>上記のとおり、児童扶養手当の額の改定について届けます。</p> <p style="text-align: center;">令和 年 月 日</p> <p style="text-align: center;">氏名</p> <p style="text-align: center;">練馬区長 殿</p>			

◎ 裏面の注意をよく読んでから記入してください。

◎ 字は楷書ではっきりと書いてください。

区 処 理 欄	備 考			対象児童数	対象児童宛名番号		
				人 → 人	1		
				改定支給月	2		
				令和 年 月	3		
	受付	審査①	入力	審査②	支払処理		
					令和 年 月 支給・債権 年 月 ~ 年 月分 × 月 円		

注意

1 「対象児童でなくなった理由」の欄は、次のイからヲまでのいずれかに該当するものを○で囲んでください。

- イ 手当の支給を受けている人が児童の母であつて、その母に監護されなくなった。
- ロ 手当の支給を受けている人が児童の父（母が児童を懐胎した当時婚姻の届出をしていないが、その母と事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者を含む。以下同じ。）であつて、その父に監護されなくなり、又はこれと生計を同じくしなくなった。
- ハ 手当の支給を受けている人が児童の母又は父以外の人であつて、その人に養育（同居、監護、生計維持）されなくなった。
- ニ 死亡した。
- ホ 日本国内に住所がなくなった。
- ヘ 児童が18歳に達した日の属する年度が終了した。
- ト 18歳に達した日の属する年度が終了した児童であつて児童扶養手当法施行令（以下「令」という。）別表第1に定める程度の障害の状態にあつたものが20歳に達したか、又は同表に定める程度の障害の状態でなくなった。
- チ 母の監護を受けていた場合又は養育者の養育を受けていた場合において、父と生計を同じくするようになった。
- リ 父の監護を受け、かつ、これと生計を同じくしていた場合において、母と生計を同じくするようになった。
- ヌ 母の婚姻（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。以下同じ。）等により、母の配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）に養育されるようになった。
- ル 父の婚姻等により、父の配偶者に養育されるようになった。
- ヲ 次の(イ)から(チ)までのいずれにも該当しなくなった。
 - (イ) 父母が婚姻を解消した児童
 - (ロ) 父又は母が死亡した児童
 - (ハ) 父又は母が令別表第2に定める程度の障害の状態にある児童
 - (ニ) 父又は母の生死が明らかでない児童
 - (ホ) 父又は母が引き続き1年以上遺棄している児童
 - (ヘ) 父又は母が法令により引き続き1年以上拘禁されている児童
 - (ト) 母が婚姻によらないで懐胎した児童
 - (チ) (ト)に該当するかどうか明らかでない児童

2 児童扶養手当法（以下「法」という。）第9条の児童（父と母が、死亡したこと、生死不明であること、法令により引き続き1年以上拘禁されていること又は明らかでないことの内いずれかに該当する児童をいう。以下同じ。）が対象児童でなくなり、他の対象児童の中に法第9条の児童がいない場合には、併せて児童扶養手当支給停止関係届が必要となる場合がありますので、詳しくは、市役所、区役所又は町村役場の人によく聞いてください。

3 全ての対象児童が1のイからヲまでのいずれかに該当するようになったときは、手当を受ける資格がなくなりますので、児童扶養手当資格喪失届を出してください。

児童扶養手当額改定届(減額)

記入例

ねりま はなこ		証書番号	第	号
氏名	練馬 花子	宛名番号		
住所	練馬区 豊玉北6-12-1			
対象児童でなくなった児童の氏名生年月日	対象児童でなくなった理由	理由の発生した年月日		
練馬 一馬 平成・令和 3年 5月 1日生	イ ロ ハ ニ ホ ヘ ト チ リ ヌ ル ヲ	平成・令和	3年	8月 5日
平成・令和 年 月 日生	イ ニ ホ ヘ ト	平成・令和	年	月 日
平成・令和 年 月 日生		平成・令和	年	月 日

裏面をご確認いただき、該当する理由を選んでください。

上記のとおり、児童扶養手当の額の改定について届けます。

令和 3年 9月 26日

氏名 練馬 花子

練馬 区 長 殿

- ◎ 裏面の注意をよく読んでから記入してください。
- ◎ 字は楷書ではっきりと書いてください。

区処理欄	備考	対象児童数		対象児童宛名番号		
		人→ 人		1		
		改定支給月		2		
	令和 年 月		3			
受付	審査①	入力	審査②	支払処理		
				令和 年 月 支給・債権 年 月 ~ 年 月分 × 月 円		

注意

1 「対象児童でなくなった理由」の欄は、次のイからヲまでのいずれかに該当するものを○で囲んでください。

- イ 手当の支給を受けている人が児童の母であつて、その母に監護されなくなった。
- ロ 手当の支給を受けている人が児童の父（母が児童を懐胎した当時婚姻の届出をしていないが、その母と事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者を含む。以下同じ。）であつて、その父に監護されなくなり、又はこれと生計を同じくしなくなった。
- ハ 手当の支給を受けている人が児童の母又は父以外の人であつて、その人に養育（同居、監護、生計維持）されなくなった。
- ニ 死亡した。
- ホ 日本国内に住所がなくなった。
- ヘ 児童が18歳に達した日の属する年度が終了した。
- ト 18歳に達した日の属する年度が終了した児童であつて児童扶養手当法施行令（以下「令」という。）別表第1に定める程度の障害の状態にあつたものが20歳に達したか、又は同表に定める程度の障害の状態でなくなった。
- チ 母の監護を受けていた場合又は養育者の養育を受けていた場合において、父と生計を同じくするようになった。
- リ 父の監護を受け、かつ、これと生計を同じくしていた場合において、母と生計を同じくするようになった。
- ヌ 母の婚姻（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。以下同じ。）等により、母の配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）に養育されるようになった。
- ル 父の婚姻等により、父の配偶者に養育されるようになった。
- ヲ 次の(イ)から(チ)までのいずれにも該当しなくなった。
 - (イ) 父母が婚姻を解消した児童
 - (ロ) 父又は母が死亡した児童
 - (ハ) 父又は母が令別表第2に定める程度の障害の状態にある児童
 - (ニ) 父又は母の生死が明らかでない児童
 - (ホ) 父又は母が引き続き1年以上遺棄している児童
 - (ヘ) 父又は母が法令により引き続き1年以上拘禁されている児童
 - (ト) 母が婚姻によらないで懐胎した児童
 - (チ) (ト)に該当するかどうか明らかでない児童

2 児童扶養手当法（以下「法」という。）第9条の児童（父と母が、死亡したこと、生死不明であること、法令により引き続き1年以上拘禁されていること又は明らかでないことの内いずれかに該当する児童をいう。以下同じ。）が対象児童でなくなり、他の対象児童の中に法第9条の児童がいない場合には、併せて児童扶養手当支給停止関係届が必要となる場合がありますので、詳しくは、市役所、区役所又は町村役場の人によく聞いてください。

3 全ての対象児童が1のイからヲまでのいずれかに該当するようになったときは、手当を受ける資格がなくなりますので、児童扶養手当資格喪失届を出してください。